

命令表現に後接する終助詞とその音調

— 愛媛県松山市方言の青年層の場合 —

久保博雅

(2021年10月5日受理)

Sentence-Final Particles Suffixed to Imperative Expressions and Their Tones
— The case of young people's Ehime Matsuyama dialect —

Hiromasa Kubo

Abstract: This paper studies sentence-final particles 'ya' and 'yo' suffixed to the typical imperative expressions, such as the continuative form and TE-form among others in young people's Ehime Matsuyama dialect, from the viewpoint of sentence-final tone and speech function. Throughout this study, four points are clarified: (1) The sentence-final particles 'ya' and 'yo' both strengthen the binding force of the speech function. (2) Each sentence-final tone represents one of the following functions or speaker's attitude: (i) "subordinate conjunction tone" with which the speaker encourages the hearer to do the assigned act, (ii) "lower conjunction tone" with which the speaker expresses his belief such that "the hearer should do the assigned act", (iii) "subordinate conjunct interrogative rising tone" with which the speaker expresses that he/she examines the hearer's reaction to the speakers preceding utterance, (iv) "lower conjunct interrogative rising tone" with which the speaker examines whether the hearer who has no option obeys the speaker, (v) "emphatic rising tone" that represents the speaker's on-site instruction to the hearer, and (vi) "falling tone" with which the speaker intends to correct the hearer's violation of the assigned act. (3) "Lower conjunct interrogative rising tone" has no corresponding tone when the sentence-final particle suffixes to the preceding verb. Therefore, "confirmative instructions" can be expressed only if the sentence-final particle suffixes to the preceding verb. (4) Unlike 'ya', 'yo' is a sentence-final particle with which the speaker attempts to make the hearer to execute an assigned act by letting him/her alter his/her way of thinking.

Key words: Imperative expressions, Sentence-final Particles, Sentence-final tone, Speech function, Ehime Matsuyama dialect

キーワード：命令表現、終助詞、文末音調、発話機能、愛媛県松山市方言

1. はじめに

愛媛県松山市方言（以下、松山市方言。本稿では

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：佐々木勇（主任指導教員）、白川博之、
白田理人、間瀬茂夫

2005年の平成の大合併以前の市域で話されている方言を指す)の主要な命令表現には、(1)命令形、(2)連用形、(3)オ+連用形、(4)テ形、(5)ンカ形、(6)ンケン形の6つがある¹。以下に用例を示す。

- (1) イソイドンジャケン ハヨ カエ。
(急いでいるのだから早く買え。)
- (2) ハヨ ムコー イキ。(早く向こうへ行け。)

を伴わないものを指す（久保2021は「無標調」として
いるが、本稿では「無標音調」とする（後述）。この
分類ごとに記述を行なった結果、上昇イントネーションは「反応伺い」の場面、下降イントネーションは「違反矯正」の場面で用いられ、いずれも形式を越えて共通の機能を持つことを明らかにしている。このことから「音調がその命令表現の発話機能や使用場面を限定する」と述べている。

表2 各形式の音調と発話機能と使用場面の対応
(久保2021: 22より一部改変して引用)

形式	音調	有する発話機能と使用場面上の特徴
命令形	有核・無	《命令》違反矯正、権威性、緊急性 《聞き手利益命令》 拘束力に依存しない使用
	有核+下	《命令》程度が高い違反矯正
連用形	無核・無	《命令》注意喚起、一般的な行為指示 《聞き手利益命令》 命令形より拘束力は弱まる、 行為の促し 《勧め》行為の促し、一方的な勧め
	無核+上	《勧め》反応伺い
	無核+下	《命令》違反矯正
オ+ 連用形	無核・無	《命令》違反矯正（指導場面）、親疎関係が親の下位へ
	無核+上	《勧め》反応伺い、親疎関係が親の下位へ
	無核+下	《命令》違反矯正、親疎関係が親の下位へ
テ形	無核・無	《命令》代替的に使用、話し手利益 《依頼》懇願、要請
	無核+上	《依頼》反応伺い
ンカ形	有核・無	《命令》行為の促し（行為の未実行を 気付かせる）
	無核・無	《命令》程度が低い違反矯正
	無核+下	《命令》程度が非常に高い違反矯正
ンケン形	有核・無	《勧め》勧め、許容、非難

2. 3. 命令表現に後接する終助詞

日本諸方言における命令表現に後接する終助詞を扱った研究としては、井上（1995）、渋谷（2003）、牧野（2009）などの研究が挙げられるが、ここでは発話機能の観点から分析した牧野の研究を取り上げる。牧野は大阪方言の命令表現（連用形、テ形）に後接する終助詞「ヤ」「ナ」を取り上げ、それぞれの形式の談話的な機能について次のように述べている。

ヤ：「話し手の意向を聞き手に一方的に流し込む⁵」
という基本的意味によって発話機能を《命令》

寄りに調整する。

ナ：「聞き手に同意を求める」という基本的意味によって発話機能を《依頼》《勧め》寄りに調整する。

発話機能を調整するとは、例えば次の（7）のようなものが挙げられる。これは《命令》の文脈であり、終助詞が付かない形式（ ϕ ）と「ヤ」、 「ナ」が接続する形式があり得る。

（7）もうすぐ4時になるから今すぐ
行って { ϕ /ヤ/ナ}。 （牧野2009: 98）

「《命令》寄りに調整する」「《依頼》《勧め》寄りに調整する」とは、発話機能が相互に連続的であることから、図1のように説明される⁶。（7）の場合、終助詞が付かなければ、「軽く声をかける」もしくは「問答無用の命令」になるという。これに「ヤ」が付くと、聞き手に配慮しつつ「（忙しいだろうが）すぐ行け」となり、《命令》の意味合いが強くなる。一方「ナ」が付くと、「（忙しいだろうが）今すぐ行ってくれ」という丁寧なニュアンスを加味した《依頼》寄りの表現になる。このような調整は、相手や状況に応じて使い分けられ、「聞き手に配慮しつつ行為指示の達成を志向している」と述べている。

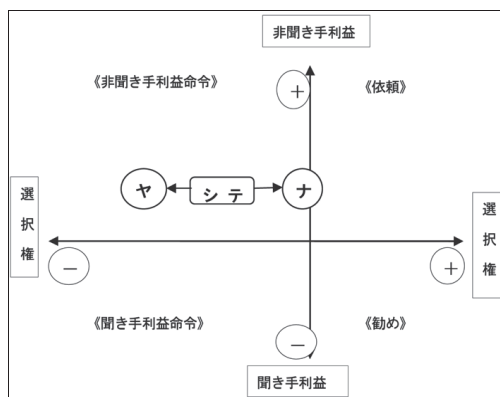


図1 シテヤとシテナの発話機能
(牧野2009: 99より引用)

2. 4. 課題と目的

久保（2021）は、松山市方言において、主要な命令表現がとり得る音調やそれぞれが担い得る発話機能について網羅的に記述し、命令表現の発話機能や使用場面は形式とそれに伴う音調によって決められることを明らかにしているが、それらは終助詞が後接していない形式に限定したものであった。また、2. 1節で述べた「発話行為と発話場面の関係」の観点からの記述

についても、「違反矯正」の言及は積極的に行なっているが、それ以外のタイプについての記述は不明確であった。

牧野(2009)は、大阪方言において、命令表現に後接する終助詞にはその発話機能の微調整を行う機能があることを示した。この「発話機能の微調整」だが、松山市方言の命令表現に後接する終助詞にも同様の機能があり得ると考えられる。すなわち、異なる方言間であるため具体的な調整の内容が一致するとは限らないが、発話機能の拘束力に何かしらの微調整を行うことが松山市方言でも起こり得ると予想できる。

本稿では、松山市方言における命令表現に後接する終助詞「ヤ」「ヨ」を取り上げ、これらが後接した場合の音調、発話機能と使用場面、終助詞がない形式との比較、「ヤ」「ヨ」の相違を論じる。

3. 話者

本稿では、以下の話者への調査を基に記述を行う。

話者 A 筆者。男性。1991年生。2010年まで松山市に、以降は県外に居住。

話者 B 男性。1994年生。外住歴無し。

話者 C 女性。2000年生。2018年まで松山市に、以降は県外に居住。

4. 終助詞が後接しない形式の記述

久保(2021)による終助詞が後接しない連用形、テ形の記述について確認する。しかし、2.4節で述べた通り、久保の記述では、2.1節で取り上げた「発話行為と発話場面の関係」の観点が不十分であった。この観点は、発話場面における命令表現の形式やそれに伴う音調を選択する上で重要な観点であるため、本稿で補いながら改めて記述を行う。ただし、紙幅の都合により4つの発話機能のうち《聞き手利益命令》は記述を省略する。「聞き手利益」の文脈となるだけで、使用場面は《命令》と大きく変わらないと考えて差し支えない。例文は、特に言及がない場合は筆者による作例であるが、本節より記述の例文には音調記号を付す。“[”はピッチの上昇、“]”はピッチの下降を示す。発話初頭の語頭の高起/低起もそれぞれ“[”/“]”で示す⁷。また、久保は文末の特別な音調として「上昇イントネーション」と「下降イントネーション」を設定しているが、本稿では郡(1990:3)の「文末音調は、「アクセント」「イントネーション」の両者の性格が混在したもの、もしくはどちらとも言いきれない存在」という論に依拠し、「イントネーション」ではなく「音調」と呼び換えて記述を行う⁸。なお、これ

に合わせて久保(2021)の「無標調」も「無標音調」と呼び換える。上昇音調・下降音調の末尾は上昇・下降の実現のために長音化しやすいが、この場合の母音の長短に音韻的な区別はなく連続的なものである。

4.1. 連用形

4.1.1. 連用形無核型・無標音調

《命令》《聞き手利益命令》《勧め》を担う。いずれも「指示」「現場指示」の場面で使用が可能で、《命令》《聞き手利益命令》は「違反矯正」の場面でも使用できる。

《命令》における「違反矯正」は、話し手の態度は注意喚起程度のもので、違反矯正の程度は低い。(8)~(10)に用例を示す。

(8) [朝起きてきた子供に] [カオデ]モ [アライ。
(顔でも洗いなさい。)] 【指示】

(9) [ジカン]ナ[イ]ケン ス[グ]タ[べ。
(時間ないからすぐ食べて。)] 【現場指示】

(10) [急いでいる中、店で買うものをなかなか決めない友人に]]ハヨ [カイ。(早く買え。)]

【違反矯正】

《勧め》では、話し手は「この状況ならば聞き手は当然その行為を実行するだろう」という前提の基に発話する。そのため拘束力は有さず、行為の促し程度のニュアンスで用いられる。また、そのような前提があるため話し手は聞き手の行為実行に対する判断を伺う態度を持たず、一方的に勧めるような用い方もされる。(11)(12)に用例を示す。

(11) [食事の時間より遅くに食事に来た子供に]
[テキトーニ]タ[べ。(適当に食べなさい。)] 【指示】

(12) [ゴ]ハン デキタ[テ]ヤ[デ。]イ[マ]タ
[べ。(ご飯できただよ。今食べなさい。)] 【現場指示】

4.1.2. 連用形無核型+上昇音調

《勧め》の機能のみを担う。聞き手が行為を実行するか否かの反応を伺う発話となり、「指示」の場面で用いられる。(13)に用例を示す。

(13) [雨の中外にいる子に] [ヌレロ]ガ。 ハヨ
[コッチ]ハイ[リ][一。(濡れるだろうが。
早くこっちに入りなさい。)] 【指示】

4.1.3. 連用形無核型+下降音調

《命令》を担う。発話場面は「違反矯正」に限定さ

れる。(14) に用例を示す。

(cf. (17)) 【指示】

- (14) [なかなか嫌がらせをやめようとしな^い同級生に]]エーカゲン[ニ ヤ[メ]-。

(いい加減にやめろ。) 【違反矯正】

「違反矯正」は「聞き手の違反を正す」発話であるため、拘束力は強い。したがって《勧め》で用いられることはない。また、「反応伺い」を示す(=聞き手の行為実行の選択を許す)上昇音調で示されることもない。

4. 2. テ形

4. 2. 1. テ形無核型・無標音調

《命令》と《依頼》を担う。テ形は「私のために行為を実行しろ」という「話し手利益」の意味を帯びやすく、そのため聞き手への行為指示が話し手の利益になる文脈の場合に用いられやすい。いずれも「指示」「現場指示」の場面で使用される。

《命令》では、命令形や連用形が使いにくい聞き手(親など)に行為指示する場面や、命令形や連用形を使用するとその拘束力の強さからトラブルを招きかねない場面において、代替的にテ形が使用される。(15) (16) に用例を示す。

- (15) [見たい番組があるのに手伝いから解放してくれない親に対して子が]]ハヨ [テ]レビ ミシ[テ。(早くテレビを見せて。) 【指示】

- (16) [勝手に自分の座席に座っているクラスメイトに][オレノ セキヤケン ス[グ]ニ ノイテ。(俺の席だからすぐに退いて。) 【現場指示】

《依頼》で用いられる場合、懇願や要請のニュアンスを帯び、話し手は聞き手に行為の実行を強く望む。ただし、あくまでも行為実行の選択権は聞き手にあるため、拘束力は弱い。(17) (18) に用例を示す。

- (17) [子が親に必死に頼み込む様子で] [アシタ]ロ[ク]ジニ オコシテ。(明日6時に起こして。) 【指示】

- (18) [緊急の仕事を依頼する] [ワ]ルインヤケド イマ[ス]グ ヤツテ。(現場指示)

4. 2. 2. テ形無核型+上昇音調

《依頼》のみの機能を担う。「指示」の場面で使用される。(19) は (17) と同じ発話だが、(17) と異なり、聞き手の反応を伺いながら《依頼》を行っている。

- (19) [子が親に甘えた様子で] [アシタ]ロ[ク]ジニ オコシテ[一。(明日6時に起こして。)

5. 終助詞「ヤ」「ヨ」が後接した場合の記述

5. 1. 共起関係

「ヤ」「ヨ」はいずれも命令表現に後接する。「ヨ」は標準語にもある形式だが、標準語と異なり命令文以外の文タイプには現れない。牧野(2009:88)の例文を用いて行った、松山市方言における「ヤ」「ヨ」の適切性判断を以下(20)～(22)に示す。

- (20) 明日は必ず 行け ヤ／ヨ。【命令文】
 (21) 明日は 雨や ＊ヤ／＊ヨ。【平叙文】
 (22) 明日、太郎は 来るか ＊ヤ／＊ヨ。【疑問文】

「ヤ」「ヨ」は互いに共起せず、また、1節で示した、青年層で見られる他の終助詞「ネ」とも共起しない。

- (23) 明日は必ず 行け ＊ヤヨ／＊ヤネ／＊ヨヤ／＊ヨネ。

5. 2. 「ヤ」と「ヨ」の意味

松山市方言の方言集を作成した岡野(1975)は、「ヤ」と「ヨ」について以下のように説明し、簡単な用例を上げている(「ヨ」は「ヨー」で立項されている)。

- ヤ：願いを表はす言葉。
 イノヤ。(帰りませう) イコヤ。(行きませう)
 スナヤ。(して下さるな) コイヤ。(来て下さい)
 ヨー：強勢の助詞。
 行けヨー。(行きなさいよ) 友人の言葉。
 お行きヨー。(行きなさいよ) 母の言葉。
 行くヨー。(行きますよ) 男の子供の返答。

岡野の説明から、「ヤ」には聞き手の行為実行に対する話し手の願望を付加し、「ヨ」には行為実行の強制力を強めるはたらきがあると解釈できる。いずれも、話し手の行為実行を強く望む態度が示されるものと言える。ただし、これは方言集で簡潔に解説されたものに過ぎず、より詳しい説明や両形式の差異についての議論が必要である。5.4節以降、「ヤ」「ヨ」の音調を含めた用法の記述を行った上で、6節で述べる。

5. 3. とり得る文末音調

「ヤ」「ヨ」が後接した場合の連用形、テ形が担う文末音調を確認する。ここで提示する音調は全て音韻的に区別されるもので、詳細は後述するが、特定の音調が被さることで限定した場面で用いられるようになる。ここでは文末音調として「順接音調」「低接音調」

「順接疑問上昇音調」「低接疑問上昇音調」「強調上昇音調」「下降音調」の6つを立てる。このうち「順接音調」「低接音調」「強調上昇音調」は郡(1990)を参考にしている。郡の各音調についての説明は以下の通りである。

順接音調：前形式と一体となりそのアクセントを実現する形で接続する。前形式のアクセントが有核の場合は、低接と区別できない。

低接音調：前拍が高拍であれば低く、低拍であればそれを受けてそのまま接続する。前形式のアクセントが有核型の場合、順接と区別できない。

強調上昇音調：直前拍が高拍でも、それにさらに高くつく。直前拍が低拍なら高くつく。長音化されないのが普通。

(郡1990:5, 15より一部改変して引用)

また、郡はこの他に「疑問上昇音調」を立てている。これは終助詞の拍内で上昇する音調であり、長音化しやすい(強調上昇音調は前の拍より高く接続し長音化しないという点で疑問上昇音調とは異なる)。ただし郡は、疑問上昇音調は順接音調が上昇する場合しか想定していない。しかし、松山市方言では順接・低接いづれの場合でも終助詞の拍内での音調の上昇を確認できる。したがって本稿では、疑問上昇音調は「順接疑問上昇音調」と「低接疑問上昇音調」に分けて記述する。

「下降音調」は、自然下降と異なり、文末に積極的な下降を伴い長音化しやすい。これは郡(1990)の設定した音調にはないが、本稿では文末の下降に意味がある(後述)と判断し、この分類を設ける。なお、下降音調については2パターン存在し、動詞活用形が長音化して下降したものに終助詞が後接する音調と、長音化せずに終助詞が後接して下降する音調がある。これらも用法から区別できるため、下降音調の下位分類とする⁹。これらの音調と終助詞を後接しない場合の音調との対応については6節で述べる。

以上のことから、松山市方言における命令表現(連用形、テ形)に後接する「ヤ」「ヨ」の音調をまとめると、表3・4のようになる¹⁰。語例は、高起語は「行く」、低起語は「書く」を代表として示す。音調との共起関係で成立し得ないものには*を付す。注目すべきは、どちらの形式においても低接疑問上昇音調で「ヤ」が後接できない点である。これは「ヤ」と「ヨ」の違いに関わる部分だが、5節の記述を踏まえて6節で論じる。

5節にて、形式、音調ごとに担う発話機能と使用場面について、終助詞が後接しない形式と比較しつつ、

用例を示しながら記述する。したがって、当該節における「拘束力が強まる」「～寄りになる」などの記述は終助詞が後接しない場合との比較に基づくものである。4節と同様に《聞き手利益命令》は個別の記述を省略する。また用例では、その文脈において終助詞の使用が不適切な場合は#を付す。

表3 連用形+終助詞の音調

	「ヤ」	「ヨ」
順接	[イキヤ, カキヤ]	[イキヨ, カキヨ]
低接	[イキ]ヤ, カ[キ]ヤ	[イキ]ヨ, カ[キ]ヨ
順接疑問上昇	[イキヤ[-, カキヤ[-]	[イキヨ[-, カキヨ[-]
低接疑問上昇	*[イキ]ヤ[-, *カ[キ]ヤ[-]	[イキ]ヨ[-, カ[キ]ヨ[-]
強調上昇	[イキヤ, カキヤ]	[イキヨ, カキヨ]
下降	[イキ]ーヤ, カ[キ]ーヤ [イキ]ヤー, カ[キ]ヤー	[イキ]ーヨ, カ[キ]ーヨ [イキ]ヨー, カ[キ]ヨー

表4 テ形+終助詞の音調

	「ヤ」	「ヨ」
順接	[イッテヤ, カ[イテ]ヤ]	[イッテヨ, カ[イテ]ヨ]
低接	[イッテ]ヤ, カイ[テ]ヤ	[イッテ]ヨ, カイ[テ]ヨ
順接疑問上昇	[イッテヤ[-, カ[イテ]ヤ[-]	[イッテヨ[-, カ[イテ]ヨ[-]
低接疑問上昇	*[イッテ]ヤ[-, *カイ[テ]ヤ[-]	[イッテ]ヨ[-, カイ[テ]ヨ[-]
強調上昇	[イッテヤ, カイテヤ]	[イッテヨ, カイテヨ]
下降	[イキ]ーヤ, カ[キ]ーヤ [イキ]ヤー, カ[キ]ヤー	[イキ]ーヨ, カ[キ]ーヨ [イキ]ヨー, カ[キ]ヨー

5. 4. 終助詞が後接した場合の連用形

5. 4. 1. 連用形+終助詞+順接音調

《命令》《聞き手利益命令》《勧め》の機能を有し、いずれも「指示」の場面で使用される。《命令》《聞き手利益命令》は「現場指示」の場面でも用いられる。

まず《命令》では、行為の実行をより促すニュアンスを帯びる。したがって、拘束力は多少強まると言える。(24)(25)に用例を示す。

(24) [朝起きてきた子供に] [カオデ]モ [[アライヤ/アライヨ]。(顔でも洗いなさいよ。)

(cf. (8)) 【指示】

(25)]イマ[ス]ダ [[イキヤ/イキヨ]。

(今すぐ行きなさいよ。) 【現場指示】

《勧め》もまた、強い促しのニュアンスを帯びる。したがって《命令》と同じく、聞き手への拘束力が多

少強まる。《勧め》が《聞き手利益命令》寄りになると考えてよい。(26)に用例を示す。

- (26) [ツ]カレタヤロ。 オチャ[デ]モ ノ[ミヤ
ノ]ノ[ミヨ]。(疲れただろう。お茶でも
飲みなさいよ。) 【指示】

5. 4. 2. 連用形+終助詞+低接音調

《命令》《聞き手利益命令》《勧め》の機能を有する。いずれも「指示」で用いられ、《命令》《聞き手利益命令》は「現場指示」「違反矯正」としても用いられる。

《命令》の場合、聞き手に積極的に行為の実行を求めており、「聞き手はそうすべきだ」というニュアンスを帯びる。そのため拘束力は強くなる。(27)~(29)に用例を示す。

- (27) [モ]ー ノ[ネー]ヤ/ノ[ネー]ヨ]。
(もう寝ろよ。) 【指示】
- (28) イマ[ス]グ ノ[イキ]ヤ/ノ[イキ]ヨ]。
(今すぐ行けよ。) (cf. (25)) 【現場指示】
- (29) [急いでいるのに買うものを悩んでいる友人に]
]ハヨ ノ[シー]ヤ/ノ[シー]ヨ]。(早くしろよ。)
【違反矯正】

《勧め》として用いる場合、その行為の実行を積極的に勧めるため拘束力が強くなる。その結果、《聞き手利益命令》との区別が曖昧になる。(30)に用例を示す。

- (30) [ツ]カレタヤロ。 オチャ[デ]モ ノ[ミ]ヤ
ノ]ノ[ミ]ヨ]。
(疲れただろう。お茶でも飲めよ。)
(cf. (26)) 【指示】

5. 4. 3. 連用形+終助詞+順接疑問上昇音調

《命令》《聞き手利益命令》《勧め》の機能を有する。「指示」の場面での使用が可能で、《命令》《聞き手利益命令》では「確認的指示」としても用いられる。

《命令》では、聞き手の行為実行をするか否かを伺う発話となる。したがって聞き手に選択権が与えられるが、終助詞が後接しない場合と比べると、話し手の行為を望む態度は強くなる。したがって、拘束力も多少強くなる。(31) (32)に用例を示す。

- (31) [親が子に] [フ]ロニデモ ノハイリ[ヤ]ー
ノ]ノハイリ[ヨ]ー]。(風呂にでも入れよ。)
【指示】
- (32)]キヨ[ー]ノ シュクダイ [ワスレ]ント
ノ]ノヤリヤ[ー]ノ]ノヤリ[ヨ]ー]。

(今日の宿題、忘れずにやれよ。) 【確認的指示】

《勧め》も同様に聞き手の反応を伺う発話となる。(33)の例は、(13)と比べ、より聞き手を心配しており、行為の実行を強く求める様子になる。そのため、《勧め》は《聞き手利益命令》寄りになる。

- (33) [雨の中外にいる子に] [ヌレ]ロガ。 ハヨ
ノ]ノコッチ ノハイリ[ヤ]ー]ノ]ノハイリ[ヨ]ー]。
(濡れるだろうが。早くこっちに入りなさい。)
(cf. (13)) 【指示】

5. 4. 4. 連用形+終助詞+低接疑問上昇音調

低接疑問上昇音調を伴うのは「ヨ」のみである。《命令》《聞き手利益命令》の機能を担い、いずれも「確認的指示」の場面で用いられる。上昇音調による「反応伺い」の側面を持つが、その内実は選択権のない「反応伺い」である。すなわち、話し手は聞き手の反応を伺う態度を見せながらも、聞き手の選択肢は「実行する」しかない。強いて述べるなら、聞き手は話し手の「行為実行をする」という反応を伺っている。したがって、拘束力の高い「確認的指示」と言える。

《命令》は、(34)の場合、聞き手はこの発話に対して「いいえ」の選択はできず、「はい」と回答するしかない。また、話し手は「聞き手が行為を実行しないかもしれない」という危惧する側面もある。通常の《命令》より拘束力が強いと言える。

- (34)]キヨ[ー]ノ シュクダイ [ワスレ]ンウチニ
ノ]ノ*ヤリ]ヤ[ー]ノ]ノヤリ[ヨ]ー]。(今日の宿題、
忘れないうちにやれよ。) (cf. (32))
【確認的指示】

5. 4. 5. 連用形+終助詞+強調上昇音調

《命令》の機能を有する。「現場指示」として用いられ、今が行為の実行のタイミングであることを気付かせる。タイミングを指定しているため、拘束力は多少強くなる。(35)に用例を示す。

- (35) [勉強会でなかなか勉強を始めない友人に]
]イツマ[デ]モ シャベツト[ラ]ント [モ]ー
ノ]ノヤリ[ヤ]ー]ノ]ノヤリ[ヨ]ー]。(いつまでも喋って
ないでもうやれ。) 【現場指示】

5. 4. 6. 連用形+終助詞+下降音調

動詞活用形が長音化して下降したものに終助詞が付く音調は《命令》の機能を有し、「違反矯正」の場面で使用される。終助詞が後接しない場合と比べ、聞き手への行為実行の要求が強くなる。したがって、《命令》

の拘束力は強くなる。(36)に用例を示す。

- (36) [嫌がらせをやめない同級生に]エーカゲン[ニ
]ヤ[メ]ーヤ]ー/ヤ[メ]ーヨ]ー。 (いい
加減にやめろよ。) (cf. (14)) 【違反矯正】

長音化せずに終助詞が後接して下降する音調の場合は、一般的な「違反矯正」ではなく、「違反矯正」の連続的な用法である「非難」の場面に限定して使用されることが多い。「非難」について高木(2009:110)は、「違反を矯正しようのない段階」における「行為が行われなかったことに対する話し手のマイナス評価」とであると説明している。命令表現は一般に、現時点から未来の聞き手の行為を指示するものであるため、行為実行のタイミングが過ぎ去った場面である「非難」は一般的な命令表現における「違反矯正」とは異なるが、「過去の聞き手に対する違反矯正」と捉えると「違反矯正」と連続的なものと言える。(37)に用例を示す。

- (37) [連絡の遅れを責める]ソーユー[コ]トワ
]ハヨ]ユイ]ヤ]ー/[ユイ]ヨ]ー。 (そう
いうことは早く言えよ。) 【違反矯正 (非難)】

5.5. 終助詞が後接した場合のテ形

5.5.1. テ形+終助詞+順接音調

《命令》《依頼》の機能を有する。「指示」の場面で使用され、《命令》は「現場指示」でも用いられる。

《命令》では、連用形と同様、行為の実行をより促すニュアンスを帯びるため、拘束力は強くなる。(38)(39)に用例を示す。

- (38)]コ[コ]ニ]カ[イテヤ/カ[イテヨ]。
(ここに書いてよ。) 【指示】
(39)]イマ[ス]グ]イッテヤ/[イッテヨ]。
(今すぐ行ってよ) (cf. (25)) 【現場指示】

《依頼》もまた、行為実行を積極的に促す発話となるため、《命令》寄りとなる。ただし、(40)のように第一声で「ヨ」は用いにくく、(41)のように一度聞き手に拒否された後ならば使用が可能となる。

- (40) [友人と出かける約束をしていたが遅れそうなので] [サ]キ]イットイテヤ/#]イットイ
テヨ]。 (先に行っててね。) 【指示】
(41) [(40)の後、聞き手に「待っているよ」と言
われて] [カ]マンケン]イットイテヤ/
]イットイテヨ]。
(構わないから行ってよ。) 【指示】

5.5.2. テ形+終助詞+低接音調

《命令》《依頼》の機能を有する。いずれも「指示」「現場指示」で用いられ、《命令》では「違反矯正」の場面でも用いられる。

《命令》では、終助詞が後接することでテ形の発話機能《命令》を強め、終助詞を後接しないテ形より拘束力の強い表現となる。(42)～(44)に用例を示す。

- (42)]コ[コ]ニ]カイ[テ]ヤ/カイ[テ]ヨ]。
(ここに書いてよ。) (cf. (38)) 【指示】
(43) [友人と喧嘩をして]]イマ[ス]グ [ド]ッカ
]イッテヤ/[イッテ]ヨ]。
(今すぐどこか行ってよ。) 【現場指示】
(44) [急いでいるのに買うものを悩む自分の子供に]
]ハヨ]シテ]ヤ/[シテ]ヨ]。
(早くしてよ。) (cf. (29)) 【違反矯正】

《依頼》では、(45)のような懇願の場面では、第一声ではなく聞き手に断られた時に用いる。(46)のような気軽な発話であれば第一声でも用いることができる。ただしこの場合、「ヨ」は不適格である。いずれも行為実行を強く望む《依頼》となり、《命令》寄りになる。

- (45) [謝罪したが、聞き手に「許さない」と言われて]
]オネガ[イ]ヤケン]ユルシテ]ヤ/[ユルシ
テ]ヨ]。 (お願いだから許してよ。) 【指示】
(46) [子供が親に気軽な様子で] [アシタ]ロ[ク]
ジニ]オコシテ]ヤ/#]オコシテ]ヨ]。
(明日6時に起こしてよ。) (cf. (17)) 【指示】

5.5.3. テ形+終助詞+順接疑問上昇音調

《依頼》の機能を有する。「指示」「確認的指示」の場面で使用され、いずれも聞き手の応答を確認する「反応伺い」の態度を示す。そのため聞き手に選択権があるが、終助詞の持つ話し手の行為実行を望む態度が反映され、拘束力は強まる。したがって、《命令》寄りの《依頼》となる。(47)(48)に用例を示す。

- (47) [ノコサ]ズ]タベテ]ヤ/[タベテ]ヨ[-]。
(残さず食べてね。) 【指示】
(48) [明日の買い物をお忘れよう念押し] [アシタ
チャ]ント]コーテヤ]ー/[コーテヨ]ー]。
(明日ちゃんと買ってね。) 【確認的指示】

5.5.4. テ形+終助詞+低接疑問上昇音調

《依頼》の機能を有する。この音調を伴えるのは連用形と同様「ヨ」のみで、「確認的指示」で用いられる。連用形のように「選択権のない反応伺い」ほどではな

いが、単純な《依頼》よりはやはり拘束力は強くなり、《命令》寄りの《依頼》になる。(49) に例文を示す。

- (49) [明日の買い物を忘れないよう念押し] [アシタ
チャ]ント]*[コーテ]ヤ[—/
[コーテ]ヨ[—]。(明日ちゃんと買ってよ。)
(cf. (48)) 【確認的指示】

5.5.5. テ形+終助詞+強調上昇音調

《依頼》の機能を有する。「現場指示」の場面で用いられ、行為実行のタイミングはまさに今であることを明示し実行を促す。したがって、タイミングを指定している分拘束力は強く、《命令》寄りの《依頼》となる。(50) に例文を示す。

- (50) [ジカン]ナ[イ]ケン ス[グ]]]タベテ[ヤ/
]]タベテ[ヨ]。
(時間がないからすぐ食べてよ。) 【現場指示】

5.5.6. テ形+終助詞+下降音調

テ形は終助詞が後接しない場合、下降音調を伴わないが、終助詞が後接することでこの音調を伴えるようになる。発話機能は《命令》を担う。連用形と異なり、「違反矯正」には動詞活用形の長音化を伴わない音調も使用できる。一方「非難」は連用形と同様、長音化せずに終助詞が後接して下降する音調が用いやすい。(51) (52) に用例を示す。

- (51) [嫌嫌がらせをやめない同級生に]]]]エーカゲン
[ニ]ヤメテ]ーヤ]ー/ヤメテ]ーヨ]ー/ヤ
メテ]ヤ]ー/ヤメテ]ヨ]ー]。(いい加減にやめてよ。)(cf. (14)) 【違反矯正】
- (52) [連絡の遅れを責める]]]]ソーユー[コ]トワ ハヨ
]]ユッテ]ヤ]ー/]]ユッテ]ヨ]ー]。
(そういうことは早く言ってよ。)(cf. (37))
【違反矯正 (非難)】

6. まとめと考察

6.1. 発話機能の調整

5節の記述から、終助詞「ヤ」「ヨ」の発話機能に行う調整をまとめると以下の表5のようになる。

牧野(2009)の研究と同様に、松山市方言の命令表現においても、終助詞が発話機能の調整を行うことが分かった。その調整は、形式や音調に関わらず、発話機能の拘束力を強化しているということが明らかになった。

表5 終助詞が発話機能に行う調整

	連用形	テ形
順接	《命令》の拘束力を強化、	《命令》の拘束力を強化、
低接	《勧め》を《聞き手利益	《依頼》を《命令》寄りに
順接疑問上昇	命令》寄りに	
低接疑問上昇		《依頼》を《命令》寄りに
強調上昇	《命令》の拘束力を強化	
下降		《命令》の拘束力を強化

6.2. 発話場面と音調

終助詞が後接しない形式と終助詞が後接した形式の発話場面における音調をまとめると表6のようになる。

表6 発話場面と音調の比較

発話場面	終助詞なし	終助詞あり
指示	無標、上昇	順接、低接、順接疑問上昇
現場指示	無標、上昇	順接、低接、強調上昇
違反矯正	無標、下降	低接、下降
確認的指示	なし	順接疑問上昇、低接疑問上昇

特筆すべきは「確認的指示」は終助詞が後接しないと表せないという点である。特に、低接疑問上昇音調は「確認的指示」専用の音調であると言える。また、下降音調は終助詞の有無に関わらず「違反矯正」専用の音調であることも分かる。強調上昇音調は終助詞が後接しなければ実現し得ない音調で、「現場指示」専用の音調であると言える。

「ヤ」「ヨ」はいずれも発話機能の拘束力を強化するものだが、そこに特定の音調が加わることで、さらに具体的な使用場面が設定される。上の表6の使用場面と5節で行った個別の記述より、6つの文末音調は総じて以下のように区別され使用されていることが分かる。なお、この区別は、命令表現(連用形、テ形)+終助詞「ヤ」及び「ヨ」+音調によって成立するものを述べており、各音調固有の意味ではないことに留意されたい。

- 順接音調：聞き手への行為の促し
- 低接音調：話し手は聞き手が「行為を実行すべき」という態度を持つ
- 順接疑問上昇音調：反応伺い
- 低接疑問上昇音調：選択権のない反応伺い
- 強調上昇音調：現場指示
- 下降音調：違反矯正

6.3. 「ヤ」「ヨ」の差異

「ヤ」「ヨ」の差異について、結論から述べると、「ヨ」

は「ヤ」と異なり、聞き手に対し「認識を改めさせる」終助詞であり、それにより行為を実行させようとするはたらきがあると推測する。「ヤ」と「ヨ」で使用差が出た例文は(34)(49)の低接疑問上昇音調であり、「ヤ」はこの音調を伴うことはできない。また「ヨ」は(40)(46)のように第一声で用いることができないのも特徴的である。これらのことから、「ヨ」は聞き手の「行為実行をしない」という意識に働きかけ、それを改めさせることで行為の実行を促すものと考えられる。そのため、(34)(49)では「聞き手は行為実行をしないかもしれない」という想定のもと使用される。逆に、(40)(46)は第一声のため、聞き手の行為実行に対する話し手の認識が不明であるから不適切となるのである。

「ヤ」は、大阪方言と共通して「話し手の意向を聞き手に流し込む」ようなはたらきがあると考えられるが、今回の記述の枠組みでは「ヨ」との差異しか明確にできず、松山市方言の命令表現に後接する「ヤ」の詳細な意味までは見出せなかった。今後の課題としたい。

7. おわりに

本稿では以下のことを明らかにした。

- ・「ヤ」「ヨ」はいずれも発話機能の拘束力を強化する。
- ・順接音調は聞き手への行為の促し、低接音調は「聞き手が行為を実行すべきだ」という話し手の態度、順接疑問上昇音調は反応伺い、低接疑問上昇音調は選択権のない反応伺い、強調上昇音調は現場指示、下降音調は違反矯正を表す。
- ・低接疑問上昇音調は終助詞が後接しない場合に対応する音調がない。したがって「確認的指示」は終助詞が後接しなければ表せない。
- ・「ヨ」は「ヤ」と異なり、聞き手の認識を改めさせることで行為実行を実現しようとする終助詞である。

課題として、先に述べた「ヤ」の詳細の他に、①青年層以外の世代、②他の命令表現の形式、③他の終助詞の形式の記述が求められる。引き続き検討を進めたい。

注

- ¹ ンカ形は否定辞「ン」+終助詞「カ」、ンケン形は否定辞「ン」+接続助詞「ケン」と分析できるが、筆者はこの形式で一つの活用形とみなしている。
- ² 青年層より上の世代では、連用形、オ+連用形、テ形、ンカ形に終助詞「ナ」の後接が見られるが、筆者の観察の限りでは衰退傾向にある。
- ³ 井上(1993:338)は命令文を(1)実行すべき動作の内容、(2)動作実行のタイミングの2つの要素からなる「すじがき」と捉えており、それを「スクリ

プト」と呼ぶ。

- ⁴ 井上(1993:342)は「[動作実行のタイミングにない]段階にあつては、動作実行のタイミングが明示されなければ聞き手は指定の動作を実行することはできない」と述べ、タイミング非考慮の命令文には必ず動作実行のタイミングが明示されるとしている。
- ⁵ 牧野(2009:90)は「流し込む」の意味を「聞き手の意向を考慮せず、話し手の意向を一方向的に通達する、あるいは押しつけるような態度」と説明している。
- ⁶ 図中の「選択権+」は高木(2009)の「拘束力・弱」に、「選択権-」は「拘束力・強」に一致する。
- ⁷ 松山市方言のアクセントは伝統的に京阪式に一致し、語頭が相対的に高いピッチで始まる「高起式」と相対的に低いピッチで始まる「低起式」の対立がある。
- ⁸ 郡(1990:3)は文末詞の音調について、音調によって伝達機能を変える、すなわち音調と伝達機能に対応関係があるという点で、いわゆるイントネーションと同じとしている。一方、文末詞によって音調と伝達機能の対応関係が異なり、文末詞の音調は「文末詞そのものに属する辞書的情報」であるとも述べ、その意味でアクセントとも共通している。
- ⁹ 久保(2021:11)はテ形が長音化して下降したものに終助詞が後接する音調は「関西方言的であり、松山市方言としては許容し難い」と述べるが、話者B・Cは「関西方言的である」という意識はなく松山市方言として捉えているため、本稿では記述の対象とする。
- ¹⁰ 筆者の内省・観察では、松山市では低起語が遅上がりに発音される場合がある。その実現には揺れがあり、表4中の語例の上昇位置は筆者の内省で自然とされるものを示している。上昇位置による音韻的区別はない。

参考文献

- 井上優(1993)「発話における「タイミング考慮」と「矛盾考慮」：命令文・依頼文を例に」『研究報告集』14
- 井上優(1995)「方言終助詞の意味分析：富山県砺波方言の「ヤ／マ」「チャ／ワ」」『研究報告集』16
- 岡野久胤(1975)『伊豫松山方言集』国書刊行会
- 久保博雅(2021)「愛媛県松山市方言における命令表現一形式・音調・発話機能・使用場面の関係一」『日本方言研究会編『方言の研究』7
- 郡史郎(1990)「大阪語の文末詞「カ」の音調と機能：内政に基づく考察」『音声言語Ⅳ』近畿音声言語研究会
- 渋谷勝己(2003)「山形市方言における命令形後接の文末詞ナ・ネ・ヨ」『阪大社会言語学研究ノート』5
- 高木千恵(2009)「命令表現」『国立国語研究所全国方言調査委員会編『方言文法調査ガイドブック3』国立国語研究所
- 牧野由紀子(2009)「[大阪方言の命令形]に後接する終助詞ヤ・ナ」『阪大日本語研究』21
- 山岡政紀(2014)「発話機能」『日本語文法学会編『日本語文法事典』大修館書店